

デジタルチケット取扱規則

第1条（目的）

この規則は、WILLER TRAINS株式会社（以下、「当社」という。）が、高性能携帯電話等端末（以下、「スマートフォン等端末」という。）内のアプリケーションを利用した電子乗車券類による当社線に係る旅客運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって旅客の利便向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

WILLERS PTE.LTD が製作したスマートフォン等端末向けアプリケーション「mobi Community Mobility アプリ」（以下、「本アプリ」という。）内で当社が発行するデジタルチケットについてのサービス内容ごとのご利用条件は、この規則に定めるところによる。

2 この規則に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによる。

（1）法令の主なものは、次のとおりである。

- ア 鉄道営業法（明治33年法律第65号）
- イ 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）
- ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
- エ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）
- オ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（2）別に定めてあるものの主なものは、次のとおりである。

- ・旅客営業規則（平成27年4月WILLER TRAINS株式会社規達第70号）
- ・mobi Community Mobility アプリ利用規約（令和3年6月）
- ・QR決済サービス利用規約（令和3年6月）
- ・WILLERS アプリ WEB サイト利用における プライバシーポリシーについて（令和3年6月）

第3条（用語の意義）

この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。
- （2）「デジタルチケット」とは本アプリにより発売するWILLER TRAINS株式会社旅客営業規則（平成27年4月規達第70号。以下「旅客規則」という）に定める乗車券類（電子証票）をいう。
- （3）「デジタル定期乗車券」とは、第9条第2項に基づき発売する定期乗車券の情報が記録されたデジタルチケットをいう。
- （4）「駅」とは当社の駅を指し、旅客の取り扱いをする停車場及び停留所をいう。
- （5）「旅客車」とは当社の旅客の運送に供する客車、気動車及び電車をいう。

(6)「フリータイプ」とは利用範囲の全部が乗車経路及び乗車回数を制限しない区間であるデジタルチケットをいう。

第4条（契約の成立時期及び適用規程）

本デジタルチケットによる契約の成立時期は、本アプリにて購入するデジタルチケットの支払手続きが終了し、デジタルチケットの購入完了通知が、利用者旅客のメールサーバーに到達した時とする。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

第5条（規則等の変更）

この規則及びこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更することがある。

第6条（旅客の同意）

旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものであるものとする。

第7条（利用範囲）

デジタルチケット及びデジタル定期乗車券の利用範囲は当社線内のみとし、利用範囲を越えての利用はできない。

（当社線と西日本旅客鉄道株式会社を跨っての利用はできない。）

第8条（使用方法）

デジタルチケットを用いて乗降場に入場し、又は、乗降場から出場する者は、本アプリのデジタルチケット画面を係員に呈示し改札を受けなければならない。

第9条（発売）

当社におけるデジタルチケットは本アプリにより発売する。

2 デジタル定期乗車券の購入申し込みがあった時は、旅客規則第35条第1項に定める通勤定期乗車券、同第36条第1項に定める通学定期乗車券（同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除く）及び特別企画乗車券年間通学定期乗車券を発売する。ただし、身体障害者・知的障害者割引定期乗車券及び小児用定期乗車券は発売しない。発売方法については旅客規則による他、次の各号による。

(1) 通勤定期乗車券、通学定期乗車券の購入申込書の記入は本アプリ内で行う。

(2) 通学定期乗車券購入時の旅客規則第36条第2項に定める通学証明書又は同第99条第1項第2号に定める通学定期乗車券購入兼用の証明書の提出は、デジタル定

期乗車券購入者が、スマートフォン等端末のカメラ機能で撮影し、本アプリ内のアップロード機能を使用して行う。

- (3) ここに記載されない事項については旅客規則および別に定めるところにより取り扱う。

第10条（制限事項）

デジタルチケット及びデジタル定期乗車券を利用時、スクリーンショット又はデジタルチケット画面の印刷用紙等の呈示で利用することはできない。

- 2 1回の乗車につき2種類以上の本アプリにより購入したデジタルチケット及びデジタル定期乗車券を同時に使用することはできない。
- 3 スマートフォン等端末の破損等によりデジタルチケット及びデジタル定期乗車券が表示できないときは利用できない。
- 4 乗車以外の目的で駅に入場することはできない。
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできない。ただし、デジタル定期乗車券においては券面表示区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合を除く。
- 6 偽造、変造又は不正に作成されたデジタルチケット及びデジタル定期乗車券を使用することはできない。
- 7 デジタルチケット及びデジタル定期乗車券を利用する場合は、あらかじめ本アプリにて運賃お支払いに指定するクレジットカードを登録しなければならない。

なお、クレジットカードの登録及び決済に関し、未成年者の使用する通学定期乗車券、小児用デジタルチケット、その他当社が特に認める場合に限り、本人以外の名義のクレジットカード（原則として、親権者等の法定代理人などに限る）を利用することができる。ただし、当該クレジットカードの名義人が本アプリにカード番号等入力手続きを行うことを条件とする。

第11条（制限又は停止）

旅客運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売枚数、発売時間、発売方法の制限若しくは停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法若しくは乗車する列車等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨関係駅に掲示を行う。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第12条（効力）

第8条の規定により使用する場合のデジタルチケット及びデジタル定期乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。ただし、デジタル定期乗車券、フリータイプのデジタルチケットについては、使用回数を制限しない。
- (2) 小児用デジタルチケットは旅客規則第64条に定める小児のみが利用できる。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。ただし、デジタル定期乗車券（券面表示区間内）及びフリータイプのデジタルチケットは除く。

第13条（デジタルチケットが無効となる場合）

デジタルチケットは、次の各号の1及び旅客規則第97条に該当する場合は、無効となる。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して乗車した場合
 - (2) 旅行開始後のデジタルチケットを他人から譲り受けて使用した場合
 - (3) 係員の承諾を得ないで利用範囲外を乗車した場合
 - (4) 係員の承諾を得ないで改札を受けずに乗車した場合
 - (5) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用デジタルチケットにあつては、使用資格・氏名・年齢を偽って小児用デジタルチケットを使用した場合は、無効とする。
- 3 大人用デジタルチケットと小児用デジタルチケットを同時購入し複数人員が同時使用する場で前項に該当した場合は、同時に使用している当該複数人のデジタルチケットも無効とする。
- 4 偽造、変造又は不正に作成されたデジタルチケットを使用した場合は、無効とする。

第14条（デジタル定期乗車券が無効となる場合）

デジタル定期乗車券にあつては、次の各号の1及び旅客規則第98条に該当する場合は、無効として使用停止処理を行う。

- (1) 記名人以外のものが使用した場合
- (2) 券面表示事項を改変して使用した場合。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入したデジタル定期乗車券を使用した場合。
- (4) デジタル定期乗車券の通学定期乗車券を使用している場合で、旅客が使用資格を失った後に使用した場合。
- (5) デジタル定期乗車券の通学定期乗車券を使用している場合で、旅客が旅客規則第99条の規定による証明書を携帯していない場合。
- (6) 第10条第7項に定めるクレジットカード名義人本人によるカード番号の入力手続きを経していない決済手段（他人名義のクレジットカード決済）であると当社が判断した場合。

- 2 偽造、変造又は不正に作成されたデジタル定期乗車券を使用した場合は、無効とする。

第15条（デジタルチケット不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第13条の規定により、デジタルチケットを無効とした場合は、旅客規則第152条の規定を準用し、当該旅客から旅客運賃及び増運賃を収受する。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第154条の規定を準用して計算する。

第16条（デジタル定期乗車券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第14条の規定により、デジタル定期乗車券を無効として使用停止処理を行った場合（同条第2項において無効とする場合を含む）は、旅客規則第153条の規定を準用し当該旅客から旅客運賃及び増運賃を収受する。

第17条（デジタルチケット及びデジタル定期乗車券を呈示できない場合の取扱方）

旅客が乗車後、デジタルチケット又はデジタル定期乗車券をスマートフォン等端末の充電切れ若しくは盗難・紛失等で呈示できない場合であつて係員がその事実を認定できない場合は、すでに乗車した区間について無札旅客として第15条による旅客運賃・料金及び増運賃を、前途の乗車区間については旅客運賃・料金を収受する。ただし係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃・料金は収受しない。

- 2 前項但し書きの規定は、旅客が乗車前に呈示できなかつた場合に準用する。
- 3 旅客がスマートフォン等端末を紛失した場合でも、デジタルチケット及びデジタル定期乗車券の再発行を請求することはできない。

第18条（払いもどし）

旅客は、利用開始前にデジタルチケットが不要となった場合は、有効期間内である場合に限って払いもどしを請求することができる。この場合手数料としてデジタルチケット1枚につき220円を支払うものとする。払いもどし方法及び払いもどし申出箇所については別に定める。

- 2 旅客はデジタル定期乗車券が不要となった場合はこれを払いもどしを行う箇所に請求することができる。この場合次の各号により払いもどしを行う。払いもどし方法及び払いもどし申出箇所については別に定める。
 - (1) 有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどしする。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があつた場合には、

既に支払った定期旅客運賃から旅客規則164条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどしする。

- (3) 前各号により取り扱う場合は、旅客は手数料としてデジタル定期乗車券1枚につき220円を支払うものとする。
- 3 スマートフォン等端末の故障、充電切れ、紛失、通信サービスの状態が不安定等の理由により、デジタルチケット及びデジタル定期乗車券を使用できなかった場合であっても払いもどしを請求することができない。
 - 4 利用開始後フリータイプのデジタルチケットは列車の運行不能及び遅延の場合でも払いもどしを請求することができない。

(付 則)

この規則は、令和8年3月18日より施行する。